

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

令和5年度 事業計画

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会

第4次地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）テーマ

よりそい つながろう あなたとわたし

I. 基本方針

少子高齢化社会の中で、国の社会保障制度や介護保険制度の厳しい見直しが予想される中、社会福祉協議会の取り組み使命となっている地域福祉の推進、特に地域での支え合いの仕組み作りが急がれている。市や関係する機関・団体と連携して早急な体制整備を進めていきたい。また、厳しい財政状況であるため、早急な立て直しに向けた方針を作成し、経営の安定化を目指したい。

II. 重点施策

1. 地域共生社会の実現の推進

市の連携会議へ参画し、地域共生社会の実現のため社会福祉協議会は担うべき業務や役割を確認するとともに、社会福祉協議会が行っていない業務や部署との連携の在り方を調査研究し、体制の整備を進める。

2. 生活支援体制整備事業の推進

地域での支え合い事業を進める団体等と情報の共有を進め、協働で事業進展を図る。特に清川地域での取り組みをモデル的にとらえ、関係団体とともに事業の進化と他の町への波及効果を目指す。

3. 財政基盤の安定化の計画作成

厳しい経営が当面続くと予想されることから、早急に財政の立て直しが必要となっている。収益部門の介護保険事業の在り方と、受託事業、地域福祉事業の関係を整理するため、財政計画を策定し、財政の安定を図る。

Ⅲ. 具体的事業

1. 総務課

【法人運営・財務人事係】

(1) 法人運営

①理事会・評議員会・監査会

事業計画名	具体的内容
理事会	理事会の開催（年5回） ・法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、会長や他の理事の執行を監督する。 ・任期満了に伴う会長、副会長の選任
評議員会	評議員会の開催（年3回） ・法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。 ・任期満了に伴う理事・監事の選任
監査会	監査会の開催（年2回） ・法人内の業務執行の状況及び法人内の財産の状況を監査する。

②事務局運営

事業計画名	具体的内容
事務局会議	・常務理事、管理職で構成する定例会議（月2回）
職員研修会	・全職員対象の人権研修会の開催（年1回） ・階層別研修会の開催（年1回）

③会員募集

事業計画名	具体的内容
会員募集	・会費は、社協組織の基盤であることを踏まえ、その趣旨の普及に努める。 一般会費（1世帯 一口1,000円） 賛助会費（ 一口2,000円） 法人会費（ 一口2,000円） ・自治会等へ出向き、理解を求める説明を行う。

	・ 6月を社協会費加入強化月間
--	-----------------

④広報事業

事業計画名	具体的内容
広報紙の発行	「ふれあいネットワーク」の発行（年5回） ・見やすく、読みやすい紙面作りに努め、市民に福祉に対する関心と理解を深める。
ホームページの運営	・最新の情報を掲載し、その他福祉活動情報を広く市民に発信していく。
SNSでの発信	・公式インスタグラムにおいて身近な話題について発信をする。 ・他の媒体（ユーチューブなど）での研究と発信を行う。

(2) 児童館

事業計画名	具体的内容
児童館の運営 (1施設)	・児童・保護者が安全・安心して過ごせる時間と場所を提供し、学校・保護者・関係機関と情報を共有し連携して共に児童を見守っていく。 ・放課後児童クラブ支援員資格習得 ・支援を必要とする家庭への助言 ・共働き家庭の長期休暇の対応

(3) 施設管理

事業計画名	具体的内容
指定管理施設の 管理経営	①三重農村環境改善センターの経営
	②清川高齢者生活福祉センター等の経営
	③デイサービスセンター悠々の経営
	④朝地憩いの村の経営
	⑤犬飼高齢者生活福祉センター等の経営

※R4.4～R7.3の3ヵ年契約（三重農村環境改善センターはR5.4からR8.3まで）

事業計画名	具体的内容
公共施設の 無償貸与	①緒方支部（緒方支所内）
	②大野支部（大野公民館内）※大野公民館への移転

	③千歳支部（千歳支所内）
	④総合相談センター（豊後大野市役所本庁内）

(4) 財政基盤の安定化に向けた計画の策定（新規）

事業計画名	具体的内容
財政計画の策定	・財政の安定化に向けた財政計画の策定

【在宅福祉係】

(1) ケアプランセンター

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるように支援、援助を行う。

事業所	具体的内容
ケアプランセンターぶんどおの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族の思いやニーズを把握し、望む生活に向けて選択や意思決定ができるよう、丁寧かつ迅速な対応、適切なケアマネジメントを行う。 ・サービス事業所や医療機関、地域包括支援センター等との連携を図るとともに、事業所内での情報共有や意見交換を通して、より質の高いサービスの提供に努めていく。 ・利用者や家族が孤立しないよう、地域や関係機関と連携を図りながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるように継続的な支援を行う。

(2) ヘルパーステーション

利用者が、可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した生活を送れるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行う。定期的に事業所の評価や情報交換を行う事により、サービスの適性・質の向上に努める。

事業所	具体的内容
ヘルパーステーションぶんどおの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、一人ひとりのニーズを把握し、利用者の自立に向けての支援、援助を行う。 ・関係機関との連携を密にし、報告・連絡・相談の徹底を行う。 ・ケアマネとの連携を取りながら利用者の獲得を目指す。

	<p>又、他職種との連携が円滑にできるようにスキルアップする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症がまん延するなか、業務に対する不安を排除するために、マニュアルによる研修を行い、また防護具等の準備をし、非常時にもサービス提供ができるように体制の構築を図る。
--	---

(3) デイサービスセンター

利用者の減少に伴い赤字傾向となった事業所について、経営分析を定期的に行い、事業所の規模の見直し、適正な職員配置を随時行い、収支バランスのとれた経営を目指す。

事業所	具体的内容
デイサービスセンター みつば苑	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人一人の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な介護を実施する。また、利用者の心身機能の維持向上及び家族の身体的・精神的負担の維持軽減を図り支援していく。 ・宅事業所等と連携しながら利用者数の安定を図る。 ・利用者の満足度高められるようなサービスを行う。
デイサービスセンター 悠々	<ul style="list-style-type: none"> ・連携とチームワークを図り、自立支援のためのサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。
デイサービスセンター 憩いの村	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者さん個々の意志を尊重し、ニーズに沿ったサービスを提供する。又、安心して在宅生活ができるよう居宅事業所等連携し支援する。
デイサービスセンター あけぼの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりの、ニーズに合った細やかなサービスを提供し明るく楽しい在宅生活が継続できるように支援する。

(4) 生活支援ハウス

事業名	具体的内容
高齢者生活支援 ハウスの運営 (3施設)	<p>市の受託事業として、清川、朝地、犬飼で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者が、自立した生活を送れるように声掛けを行い、家族・関係機関と連携し安全・安心に過ごせる環境を作る。 ・入所判定ケア会議への参加。

(5) 元気クラブ

事業名	具体的内容
元気クラブ事業 (5地域7教室)	市の受託事業として清川・緒方・朝地(2教室)・大野(2教室)・犬飼で実施 ・利用者の閉じこもり予防に努め、生活機能の維持又は向上を目指す。 ・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、認知機能維持等の活動を行う。

2. 地域福祉課

高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルスの感染拡大は暮らしにおける人と人とのつながりを弱めつつある。地域社会で住民同士が共に支えあい、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し、存在を認め合うことで孤立せずに安心して暮らし続けられる地域、共生社会の実現をめざす。

本年度は、向こう5年間の計画となる地域福祉活動計画の2年目となる。「よりそいつながる あなたとわたし」をスローガンに掲げ、地区社協、各種団体や関係機関との連携を図りながら、また市社協の存在価値を広く周知することに努め地域福祉の推進を図る。

【地域福祉係】

(1) 地域福祉

地域福祉の活動は多岐にわたっており住民をはじめとして、事業所や行政など関係機関と常に情報交換をしながら連携を深めていく。

(各町の状況)

町	目標	計画
三重町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために取組めることを地区社協、関係団体、機関等と連携しながら協議、情報共有をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ネット会議をきっかけに自治会毎に地域住民同士が話し合うきっかけの場を作る。 ・ 関係機関と連携しながら地域での支え合いの推進について協議していく。 ・ 小地域見守り活動について広報し、推進していく。 ・ サロン活動が維持できるよう積極的にサロン訪問をし、困りごとなどを把握するようにつとめる。
清川町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民が住み慣れた地域で暮らし続ける為に、住民が主体となり、安心・安全な生活づくりを目標に、支え合い活動などの地域福祉活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の推進に向け、行政、自治委員、地区社協、民生児童委員、福祉委員等関係機関にとどまらずに、町民全員と地域課題の把握、解決に向けた話し合いなどの取り組みを進める。

		<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場・集いの場である、サロン活動の維持、新規立ち上げの支援を行う。
緒方町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協と連携し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域」の実現を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、団体と連携し、「小地域ネットワーク（あんしん訪問）」と見直し会議を行い、要支援者の状況確認、地域の課題を把握・共有することで今後の見守り活動の強化につなげていく。 ・おがたサロンの会を中心に、地域でのふれあい、健康、生きがい作り活動を推進し、サロン活動の充実を支援する。 ・地域での支え合いの取り組みを推進していくため、「地域支え合いフォーラム」を開催する。
朝地町	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化地域で、安心して暮らせるよう、住民による、住民のための社協づくり。 ・地区社協のテーマ「つなぐ・広げる・地域の輪」で孤立解消を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・自治委員・福祉委員との三者合同会議で情報共有をすると共に行政と連携を図る。 ・小地域見守り活動の推進 ・通いの場・サロンの新規発掘 ・見守り隊の継続活動
大野町	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎高齢化が進行する中、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう住民自らの手による地域支え合いづくりと見守り体制の構築を目指す。 ・地区社協の事業を主に各種団体との連携を図り地域資源の維持継続と地域福祉の充実を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会合等を通じて小地域見守り活動事業の啓発と定着に努め、支え合い組織が地域全体に構築されるよう取り組む。 ・地区社協及び民生児童委員、自治委員、福祉委員ほか関係機関との連携を深め地域課題の把握と解消に取り組む。 ・高齢者の憩いの場であるサロン活動が今後も維持継続できるよう支援するとともに新たな発足を模索する。

千歳町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協を中心に支所・住民組織・関係団体の方と一緒に地域福祉の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の活動が安全で円滑に進められるように支援（研修の計画・関係機関の連携調整）する。 ・支所と連携し小地域見守り活動事業と町の防災組織繋がりができるよう支援する。 ・町内から孤立者を出さないために民生委員・ボランティア組織との連携活動を支援する。
犬飼町	<p>「一人ひとりが自分らしく暮らせる地域づくり」の実現するために支所や地域の関係機関や各種団体・地域住民と一緒に取り組み、支え合いの地域づくりを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・自治委員・福祉委員が連携し「小地域見守り活動事業」推進を図れるよう支援する。 ・地区社協を中心に研修・話し合いがしやすい環境を整える。 ・犬飼の各種団体や住民の方がやってみたい事、継続したいことを実現するための支援を行う。

①地区社協支援

地域住民が身近な福祉活動に参加・協力することにより、住民生活に根ざした支えあい、助け合い活動、ニーズ調査等を推進できるよう地区社協の運営支援を行う。

事業計画名	具体的内容
地区社協の運営支援・助成	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費助成、事業費助成 ・事務局としての支援
地区社協連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・7地区社協の相互の関係強化及び連携をはかるため、地区社協連絡会を開催する。

②福祉委員の養成

各自治会で2年任期が定着するよう働きかけ、自治委員・民生児童委員と連携しながら見守り活動等ができるように、福祉委員の養成に取り組む。

事業計画名	具体的内容
福祉委員の設置・養成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市社協会長による福祉委員の委嘱 ・研修会及び地区社協と連携した福祉委員との情報交換会の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会へ福祉委員助成金の交付 ・福祉委員の役割の検討
--	--

③地域共生社会の推進（重層的支援体制事業）

市の社会福祉課が主導する地域共生連携会議に参画し、福祉分野だけではなく他課との連携を密にする。

事業計画名	具体的内容
地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・豊後大野市地域共生社会構築連携会議への参画 ・作業部会への参加（環境整備作業部会・関係機関体制整備作業部会・市圏域体制整備作業部会） ・社協内での連携強化

④いきいきサロン事業

自身の健康保持・互いの安否確認・情報共有の場として、住み慣れた地域で気軽に集えるいきいきサロンについて、住民の主体性を側面から支援する。サロンの高齢化から解散の危機に対し、参加者の生きがいを維持できるように地区社協とも連携しながら支援をしていく。

事業計画名	具体的内容
いきいきサロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン事業への助成 ・サロンの紹介や時節にあった情報提供の「サロンだより」の発行 ・レクリエーション用具の貸出し ・ボランティア講師の派遣 ・サロン運営のあり方の検討

⑤小地域見守り活動事業

小地域（自治会単位）で、何らかの支援を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動を行うため地区社協と連携し、孤立者を出さない取り組みを推進する。

事業計画名	具体的内容
小地域見守り活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地区座談会の実施 ・小地域見守り活動事業に取り組めるよう自治会への働きかけ ・見守り対象者数に応じた助成金の交付

⑥地域福祉推進大会

市と共催で地域福祉推進大会を開催し、功労者を表彰することで功績をたたえ次世代の育成を図る。また、講演を実施し自助力・互助力が高まる「福祉観」の醸成に繋がるよう、内容の充実を図る。

⑦地域福祉活動計画の進捗管理

2年目となる第4次地域福祉活動計画を推進し、次年度に向けた進捗点検を行う。

(2) 生活支援体制整備事業

市がめざす高齢者の「健康維持・増進」と「支え合いの仕組みづくり」を進めていく為、積極的に地域へ出向き、住民との学習会や対話を行う。

町ごとにコーディネーターを配置し、地域住民との密な情報交換ができるよう努める。

事業計画名	具体的内容
生活支援・介護予防サービスのコーディネーター等に関する業務	ア. 既存の活動やサービスの強化 イ. 活動やサービスの創出 ウ. 支援ニーズの把握 エ. 地域資源の把握 オ. 関係者間のネットワークの構築
日常生活の担い手となるボランティア等の養成に関する業務	・新たな住民主体の地域づくりの担い手となる活動者の発掘とその体制づくりの支援。
生活支援体制整備に関する協議体の参加	ア. 第1層協議体の参加 イ. 第2層協議体の運営支援 ウ. 第3層および第4層への推進・普及啓発活動
その他	ア. 先進地視察 イ. 生活支援コーディネーター関連の研修参加 ウ. フォーラム（市全体および各町開催） エ. 四者連携会議の開催 オ. 見守り体制の推進

(3) ボランティア市民活動センター

地域のあらゆる市民の社会参加と団体（住民組織や民生委員児童委員、NPO 団体、

社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民団体や民間事業者、共同募金関係者、学校関係者等）組織を巻き込み、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていく事業を行う。

①ボランティア推進事業

市社協に登録しているボランティア及び新たにボランティア活動を希望する方等に情報提供やマッチングを行っていく。ボランティア養成事業にも積極的に取り組んでいく。

事業計画名	具体的内容
ボランティア 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動保険加入者支援（掛金の補助） ・各種ボランティア養成講座の実施

②災害ボランティアセンター事業

災害時の即時的な活動ができるよう準備基金確保の継続や、市や関係機関と連携を図りながら平常時に準備を進める。県が実施する研修等に積極的に職員を派遣しスキルアップを目指す。

事業計画名	具体的内容
災害ボランティア センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営リーダー研修会及び運営スタッフ研修会への参加 ・災害ボランティアセンターネットワーク連絡会の実施 ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの確認

③フードバンク・フードドライブの推進

生活困窮者や子ども食堂などに食材等の提供がスムーズに行えるよう関係機関等との連携を強化。また、フードロスや環境問題について調査・研究を行う。

④いきいき生活応援隊員養成講座

日常生活上の軽微な援助が必要な方をサポートする「生活援助サポーター」や、ささえあいパートナー事業における「お助け会員」を養成するための講座を行う。

⑤ささえあいパートナー事業

日常生活上の困りごとを有する人に対し、社協会員による有償の相互援助活動を行う。

⑥福祉教育

社会的少数者や弱者への理解、福祉を自分ごととして考えられる、心豊かな地域づくりを学習会や講座等を通じて行う。

⑦デジタル社会支援

デジタル社会に対応できるよう、情報発信・取得・共有が円滑に行われるよう福祉的な視点から支援を行う。

⑧福祉団体の事務局支援

福祉団体の事務局として各団体の活動支援や運営を行う。

事業計画名	具体的内容
福祉団体の事務局支援	・市ボランティア連絡協議会事務局として支援 ・市民生児童委員協議会事務局として支援 ・市老人クラブ連合会事務局として支援
共同募金委員会	・市共同募金委員会事務局運営

(4) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等で他制度の貸付が利用できない人に対して資金の貸付を行う。経済的自立及び生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、自立相談支援事業とも連携する。

事業計画名	具体的内容
生活福祉資金貸付事業	(大分県社会福祉協議会からの受託) ・相談窓口の設置 ・大分県社会福祉協議会が行う貸付事業の相談及び申請の援助
小口資金貸付事業	(市社協事業) ・県の生活福祉資金貸付に該当しない低所得者に対して小口資金貸付事業の実施(上限5万円)

【権利擁護係】

(1) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の利益の保護を図るとともに、広報・啓発活動を積極的に行い、成年後見制度の利用促進を進める。また、関係機関との地域連携ネットワークの構築を進め、被後見人や後見人等の積極的な支援を行う。

事業計画名	具体的内容
成年後見制度 利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実及び申立て支援 ・成年後見支援センター運営協議会の開催（年2回） ・成年後見制度担当者会議の開催（月1回） ・専門職調整会議の開催

（2）法人後見事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方の増加や多様化する支援を必要とする方々の地域での生活を支えるため、市民後見人の支援を取り入れた調査・研究、推進を図る。

事業計画名	具体的内容
法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究（先進地の取組内容の研究） ・体制整備（専門職によるバックアップ）と職員のスキルアップを図る。 ・市民後見人を活用した後見業務の取組

（3）日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。

事業計画名	具体的内容
日常生活 自立支援事業	<p>（大分県社会福祉協議会からの受託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門員業務（相談・契約・解約に関すること、利用者及び関係機関との連絡調整） ・生活支援員として個別援助活動 ・預かり物件の適切な保管 ・生活支援員の養成・登録と継続研修への参加

3. 総合相談センター

【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。又、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

特に「①市民への事業の周知」、「②医療、福祉、生活のあらゆる部署との連携」、「③チームアプローチの推進」を重点として進める。

(1) 包括的支援事業

事業計画名	具体的内容
介護予防ケアマネジメント事業	<p>介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等（要支援者及び事業対象者）の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を含め、要支援者等にあった適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。</p> <p>① 介護認定非該当者の把握と対応 ② 事業対象者・要支援者のケアマネジメント</p>
総合相談支援事業	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行う。</p> <p>①初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援 ②地域におけるネットワークの構築 ③実態把握 ④ブランチ等の専任相談員業務</p>
権利擁護事業	<p>地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。</p> <p>①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援</p>

	<p>③高齢者虐待への対応</p> <p>④困難事例への対応</p> <p>⑤消費者被害の防止</p>
包括的・継続的 ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的に支援することが重要。そのための地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。</p> <p>①包括的・継続的なケア体制の構築</p> <p>②地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p> <p>③日常的個別指導・相談</p> <p>④支援困難事例等への指導・助言</p>
地域ケア会議 推進事業	<p>医療・介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を支援する。</p> <p>また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステム構築に向けた施策の推進に繋げる。</p> <p>①地域ケア会議の機能推進</p> <p>②地域ケア会議の運営（主体は市）</p> <p>③ケアマネジメント向上会議の開催</p>
在宅医療・介護 連携推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。</p>
認知症総合 支援事業	<p>認知症の人への効果的な支援を行うことを目的とする。</p> <p>①認知症初期集中支援推進事業</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置</p>

	<p>し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</p> <p>②認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケア向上を図るための取組みを推進する。具体的には、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や認知症や、その家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、市と連携しながら支援を行う。</p>
--	---

(2) 指定介護予防支援事業

事業計画名	具体的内容
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	<p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないように支援することを目的とする</p> <p>①要支援者へのケアマネジメント</p> <p>②事業対象者へのケアマネジメント</p>

【くらし支援センター】

(1) 生活困窮者自立支援事業

経済的理由を始め様々な理由により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人（世帯）が抱える、多様で複合的な問題に対して相談支援対応する。情報の提供や助言を行うとともに、多職種連携による包括的な支援を計画的に行うことによってその人（世帯）の自立を図る。また、その人（世帯）がいつまでも安心して地域の中で生活できるように地域への働きかけを行う。

事業計画名	具体的内容
生活困窮者自立支援事業	<p>自立相談支援事業の実施（市役所内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置 ・求職者（生活困窮者）に対する就労・定着支援 ・支援調整会議の開催 <p>多職種連携のため他機関とのつながりの強化</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所内連携への協力・推進 ・就労準備支援事業との連携強化 ・民生委員等への事業の周知と協力依頼。 ・「地域共生社会の実現」へ向けた地域への働きかけ
--	--

(2) 被保護者等就労支援事業

生活保護受給者の就労について、本人及び福祉事務所からの相談にのり、ハローワーク等と連携しながら必要な情報の提供及び助言、支援を行うことにより被保護者の自立をめざす。

事業計画名	具体的内容
被保護者等就労 支援事業	対象者の就労・定着支援（市役所内） <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者からの求職相談 ・ハローワークとの連絡調整 ・就労（継続・定着）に必要な支援 福祉事務所（ケースワーカー）との連携

